

# 第209期 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時

場所

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

議決権行使書用紙または  
インターネット等による議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分まで

定時株主総会後に株主さまにお送りしておりました  
決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、  
当行ウェブサイト (<https://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご了承ください  
ますようお願い申し上げます。



## 阿波銀行

証券コード：8388

～新型コロナウイルスによる感染予防について～

1. 出席株主さまの安全のため、座席の間隔を広く取ること  
を予定しており、十分な席数を確保できないことから、  
ご入場できない場合がございます。
2. 当日は、議場受付前にて「サーモグラフィー」による体  
温の計測を行い、発熱が確認された場合は、ご入場を制  
限させていただきます。  
当日は、マスクの着用をお願いいたします。
3. 昨年より、「お土産」を取り止めいたしております。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第209期定時株主総会招集ご通知	3
インターネット等による議決権行使のご案内	5
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	7
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	16
(添付書類)	
事業報告	21
計算書類等	51
監査報告書	56

行 是

## 堅実経営

- 1 原理・原則に基づき、信用を重んじた経営を行います。
- 2 良き伝統を守り、未来に挑戦する経営を行います。

経 営 方 針

信用の重視

地域への貢献

お客さま第一

人材の育成

進取の精神



2021年6月  
代表取締役頭取 **長岡 奨**

## ごあいさつ

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

皆さまには、平素より私ども阿波銀行をご利用、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当行は、明治29年の創業以来培ってきた行是「堅実経営」を実践し、本年6月に創業125周年を迎えます。これもひとえに、株主さま、お客さま、地域社会の皆さまからの永年にわたる温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当行は2018年4月から、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略とし、長期経営計画「As One」を展開しております。4年目にあたる当期におきましては、お客さまに寄り添い、きめ細やかな資金繰りのご相談やご支援に全力で取組むとともに、さらなる構造改革による生産性の向上に努めてまいります。そして、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、永続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させる取組みを実践することで、コロナ禍における地域経済に貢献するとともに、地方創生の実現につなげてまいります。

また、2019年4月には、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨に賛同し、「あわぎんSDGs取組方針」を制定しております。当行の経営方針である「お客さま第一」「地域への貢献」のもと、本業を通じたSDGsへの取組みを一層強化することで、地域と当行の発展の好循環および持続可能性の向上を図ってまいります。

そして、これからも、お客さま一人ひとりに寄り添い、お客さま感動満足を創造するとともに、地域から愛され信頼される「強くて良い銀行」をめざして、当行グループ従業員が一丸となり取組んでまいり存でございます。

皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

株 主 各 位

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
株式会社 **阿波銀行**  
取締役頭取 長 岡 奨

## 第209期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当行第209期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

**なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネット等により議決権の事前行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

敬 具

### 記

**1. 日 時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時

**2. 場 所** 徳島市西船場町二丁目24番地の1

当行本店 3階大会議室

（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

**報告事項** 1. 第209期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2. 第209期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

# 議決権行使についてのご案内

## 当日ご出席による議決権行使



**開催日時** 2021年6月29日(火) 午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



**行使期限** 2021年6月28日(月) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

## インターネット等による議決権行使



**行使期限** 2021年6月28日(月) 午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は5頁から6頁をご覧ください。

### 1 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

### 2 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表および連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.awabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 当行では節電のため冷房の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.awabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp/>

## 議決権行使期限

2021年6月28日(月)午後5時30分まで

## ご注意事項

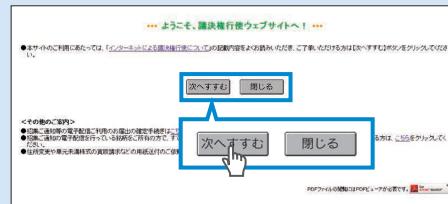
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合がございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。  
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

### 01 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

## 「スマートフォン行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」  
「議決権行使コード」および「パスワード」

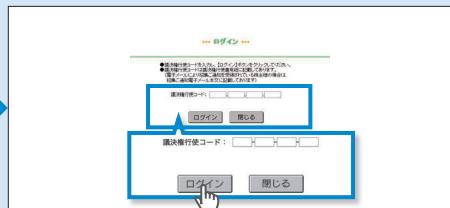
### 01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

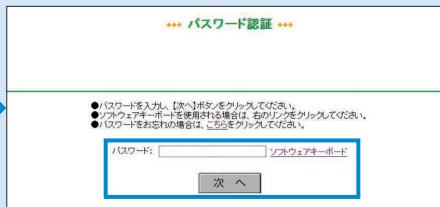
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合に

## 02 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

## 03 パスワードの入力

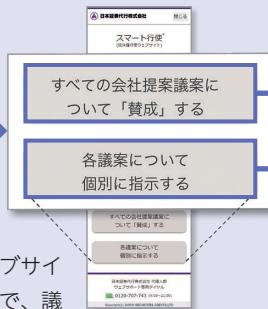


お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

「モバイルログインQRコード」を読み取りいただくことにより、  
が入力不要でアクセスできます。

## 02 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

## 03 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの  
操作方法に関する  
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 **9:00～21:00** (土曜・日曜・祝日も受付)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。また、取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザー委員会との協議を経て取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等	重要な兼職の状況	上場企業の兼職数
再任 1	おか だ よし ふみ 岡田 好史 男性	取締役会長	—	0社
再任 2	なが おか すすむ 長岡 奨 男性	取締役頭取（代表取締役）	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	0社
再任 3	ふく なが たけ ひさ 福永 丈久 男性	専務取締役	—	0社
再任 4	やま と し ろう 大和 史郎 男性	常務取締役	—	0社
再任 5	み うら あつ のり 三浦 淳典 男性	常務取締役	—	0社
再任 6	にし ひろ かず 西 大和 男性	常務取締役	—	0社
再任 7	いし もと ひろし 石本 宏 男性	取締役常務執行役員 本店営業部長兼両国橋支店長兼 かちどき橋支店長	—	0社
新任 8	やま した まさ ひろ 山下 真弘 男性	常務執行役員 大阪支店長	—	0社

候補者番号

1

おか だ よし ふみ  
岡 田 好 史

男性

再任



略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月	当行入行	2008年 6月	当行取締役頭取（代表取締役）
1998年 6月	川内支店長		
2000年 2月	西大阪支店長	2017年 4月	当行取締役会長
2001年 6月	審査部長		現在に至る
2004年 6月	当行取締役総合企画部長		
2006年 6月	当行常務取締役		

生年月日

1956年9月6日生  
(満64歳)

所有する当行の株式数

21,743株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

17年  
(本総会終結時)

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、審査、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2008年より取締役頭取、2017年より取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

候補者番号

2

なが おか すすむ  
長 岡 奨

男性

再任



生年月日

1957年1月12日生  
(満64歳)

所有する当行の株式数

12,800株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

13年  
(本総会終結時)

略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2012年 6月	当行常務取締役
1997年 1月	江戸川支店長	2016年 6月	当行専務取締役
2000年 8月	藍住支店長	2017年 4月	当行取締役頭取 (代表取締役)
2002年 6月	事務統括部長		現在に至る
2004年 6月	営業推進部長		(重要な兼職の状況)
2006年 6月	執行役員審査部長		一般社団法人徳島県銀行協会 会長
2008年 6月	当行取締役人事部長		
2010年 6月	当行取締役東京支店長		

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、審査、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2008年より取締役、2016年より専務取締役、2017年より取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ふく      なが      たけ      ひさ  
**福 永 丈 久**

男性

再任



## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2012年 6月	当行取締役総合企画部長 兼経営品質推進室長
2003年 6月	板野支店長	2013年 6月	当行取締役人事部長
2005年 6月	堺支店長	2014年 6月	当行常務取締役
2007年 6月	経営管理部長	2019年 6月	当行専務取締役 現在に至る (営業推進部担当)
2008年 6月	審査部長		
2009年 6月	総合企画部長		
2010年 6月	執行役員総合企画部長		

## 生年月日

1961年 8月28日生  
 (満59歳)

## 所有する当行の株式数

6,078株

## 取締役会出席状況

12/12回 (100%)

## 取締役在任年数

9年  
 (本総会終結時)

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、経営企画、人事部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2012年より取締役、2014年より常務取締役、2019年より専務取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やま と し ろう  
大 和 史 郎

男性

再任



生年月日

1962年6月26日生  
(満58歳)

所有する当行の株式数

2,740株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

3年  
(本總會終結時)

略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行	2015年 6月	執行役員審査部長
2004年 2月	人事部人事課長	2017年 6月	常務執行役員管理本部長
2008年 2月	脇町支店長	2018年 6月	当行取締役常務執行役員 管理本部長
2010年 6月	西大阪支店長	2020年 6月	当行常務取締役管理本部 長
2013年 6月	総合企画部付部長兼 営品質推進室長		現在に至る (管理本部 (業務管理部、 リスク統括部) 担当)
2014年 6月	執行役員経営統括部長兼 バリュープロジェクト室 長		

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、人事、経営企画、審査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2014年より執行役員、2018年より取締役、2020年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

候補者番号

5

み うら あつ のり  
三 浦 淳 典

男性

再任



## 生年月日

1963年4月24日生  
(満58歳)

## 所有する当行の株式数

2,200株

## 取締役会出席状況

12/12回 (100%)

## 取締役在任年数

3年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	執行役員阿南支店長兼見能林支店長
2002年2月	審査部審査役	2016年6月	執行役員大阪支店長
2005年2月	江戸川支店長	2018年6月	当行取締役常務執行役員大阪支店長
2007年6月	北島支店長	2020年6月	当行常務取締役 現在に至る (証券国際部担当)
2009年6月	高松支店長		
2012年6月	事務部長		
2014年6月	阿南支店長兼見能林支店長		

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、審査、事務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年より執行役員、2018年より取締役、2020年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としました。

候補者番号

6

にし ひろ かず  
西 大 和

男性

再任



略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	当行入行	2017年 6月	執行役員経営統括部長兼 バリュープロジェクト室 長
2009年 6月	経営品質推進室長	2019年 6月	当行取締役経営統括部長
2011年 8月	総合企画部企画課長	2020年 6月	当行常務取締役 現在に至る (審査部担当)
2013年 6月	山川支店長		
2015年 2月	松山支店長		
2016年 6月	証券国際部長		

生年月日

1971年 4月27日生  
(満50歳)

所有する当行の株式数

2,700株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

取締役在任年数

2年  
(本總會終結時)

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、経営企画、証券部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年より執行役員、2019年より取締役、2020年より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

候補者番号

7

いしもと ひろし  
石 本 宏

男性

再任



生年月日

1962年10月2日生  
(満58歳)

所有する当行の株式数

2,400株

取締役会出席状況

10/10回 (100%)

取締役在任年数

1年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2016年 6月	常務執行役員本店営業部長
2003年 2月	営業推進部営業推進役		
2005年 6月	日和佐支店長	2019年12月	常務執行役員本店営業部長兼両国橋支店長兼かちどき橋支店長
2007年 6月	蒲田支店長		
2010年 6月	脇町支店長		
2012年 6月	営業推進部長	2020年 6月	当行取締役常務執行役員本店営業部長兼両国橋支店長兼かちどき橋支店長
2014年 6月	執行役員大阪支店長		現在に至る

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、営業推進部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2014年より執行役員、2016年より常務執行役員、2020年より取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

やま した まさ ひろ  
山 下 真 弘

男性

新任



生年月日

1969年7月16日生  
(満51歳)

所有する当行の株式数

4,300株

取締役会出席状況

—

取締役在任年数

一年  
(本總會終結時)

略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1992年 4月	当行入行	2017年 6月	執行役員リスク統括部長
2008年 2月	人事部人事課長	2018年 6月	執行役員阿南支店長兼見能林支店長
2011年 2月	昭和町支店長	2020年 6月	常務執行役員大阪支店長
2012年 6月	東大阪支店長		現在に至る
2014年 6月	業務管理部長		
2015年 6月	執行役員経営統括部長兼バリュープロジェクト室長		

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、事務、経営企画、リスク管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年より執行役員、2020年より常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引続き当行の経営に活かすため取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2021年10月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告(40ページを参照)に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役住友康彦氏は任期満了となり、また海出隆夫氏及び荒木光二郎氏は辞任されますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、アドバイザー委員会の協議を経て取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等	重要な兼職の状況	上場企業 の兼職数	社外取締役の専門性				
					企業 経営	金融	財務 会計	法律	
新任 1	おおにし やすお 大西 康生	男性	取締役副頭取 (代表取締役)	—	0社	—	—	—	—
再任 2	すみとも やすひこ 住友 康彦	男性	取締役 (常勤監査等委員)	—	0社	—	—	—	—
新任 3	やべ たけし 矢部 剛	男性 社外 独立役員	—	ニッセイ情報テクノロジー 株式会社 代表取締役社長	0社	●	●	—	—

候補者番号

1

おお にし やす お  
大 西 康 生

男性

新任



略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月	当行入行	2014年 6月	当行専務取締役（代表取締役）
1999年 2月	板野支店長		
2000年 8月	岡山支店長	2017年 4月	当行取締役副頭取（代表取締役）
2002年 2月	営業推進部長		現在に至る （経営統括部担当）
2004年 6月	当行取締役人事部長		
2006年 6月	当行常務取締役		

生年月日

1955年9月23日生  
（満65歳）

所有する当行の株式数

5,600株

取締役会出席状況

12/12回（100%）

監査等委員会出席状況

—

取締役在任年数

17年  
（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数

一年  
（本総会終結時）

取締役候補者とした理由

営業部門のほか、営業推進、人事部等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2004年より取締役、2014年より専務取締役、2017年より取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

すみ とも やす ひこ  
住 友 康 彦

男性

再任



## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2010年 6月	審査部長
2000年 8月	審査部融資企画課長	2012年 6月	高松支店長
2002年 11月	江戸川支店長	2015年 6月	業務管理部長
2005年 2月	営業推進部部长代理	2017年 6月	監査部長
2007年 6月	西大阪支店長	2019年 6月	当行取締役監査等委員 現在に至る

## 生年月日

1961年 4月25日生  
(満60歳)

## 所有する当行の株式数

3,500株

## 取締役会出席状況

12/12回 (100%)

## 監査等委員会出席状況

14/14回 (100%)

## 取締役在任年数

2年  
(本総会終結時)

## 監査等委員である取締役在任年数

2年  
(本総会終結時)

## 取締役候補者とした理由

営業部門のほか、審査、事務・総務部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年より取締役監査等委員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

矢部 剛

男性

新任

社外

独立役員



生年月日

1959年5月1日生  
(満62歳)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

社外取締役在任年数

一年  
(本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数

一年  
(本総会終結時)

## 略歴、当行における地位、担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	日本生命保険相互会社 入社	2015年 3月	同社 常務執行役員お客様サービス本部長
2005年 3月	同社 調査部長	2015年 7月	同社 取締役常務執行役員お客様サービス本部長
2007年 5月	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 企画開発本部長	2018年 3月	同社 取締役専務執行役員
2008年 9月	日本生命保険相互会社 審議役(新統合推進部)	2019年 3月	同社 取締役
2011年 3月	同社 執行役員新統合推進部長兼審議役(総合企画部) 兼震災復興局	2019年 3月	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長(現職)
		2019年 7月	日本生命保険相互会社 取締役退任 現在に至る

## 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待する役割の概要

金融機関における豊富な経験に加え、ニッセイ情報テクノロジー株式会社代表取締役社長として培った経営全般に関する経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かし、独立した立場から経営監督機能を適切に果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

また、アドバイザーー委員会委員として指名・報酬等にかかる協議事項においても適切な関与・助言をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 矢部剛氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当行は、現在、園木宏氏、米林彰氏、藤井宏史氏、野田聖子氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、矢部剛氏につきましてもあらたに独立役員となる予定であります。

4. 当行は、現在、非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨、現行定款に定めております。これに基づき、現在、住友康彦氏と当行の間に責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏との契約は継続となります。また、大西康生氏及び矢部剛氏の選任が承認された場合、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額といたします。
5. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2021年10月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（40ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 第209期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険の販売業務及び金融商品仲介業務並びに信託業務等を通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

また、当行グループでは、阿波銀保証株式会社において信用保証業務等を、阿波銀カード株式会社においてクレジットカード業務等を、阿波銀コンサルティング株式会社において経営コンサルティング業務等を、阿波銀リース株式会社においてリース業務等を、あわぎん成長企業投資事業有限責任組合において成長企業への投資業務等を行うほか、2021年1月に設立した阿波銀コネクト株式会社においてECモール運営業務等を行い、グループ各社による銀行業務の補完により総合金融サービスを提供しております。

##### 金融経済環境

2020年度のわが国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、社会経済活動が停滞する中、企業収益や雇用・所得環境の低迷等から景況感が悪化するなど厳しい状況が続きました。しかしながら、秋口からは海外経済の回復や緩和的な金融環境と政府の経済対策の効果にも支えられ、輸出・生産が増加に転じるなど基調としては持ち直しつつあります。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響などの不確実性は依然高く、先行きについては、引続き下振れリスクが大きいと考えられます。

この間、金融・為替市場では、世界的な金融緩和と各国政府による強力な財政支援のもと、ワクチン接種の開始も相俟って世界経済の回復期待から株高が進行したほか、年度末にかけては米国長期金利の上昇から円安が進行しました。

県内経済につきましては、雇用・所得情勢が弱い動きとなるなど、国内景気と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、厳しい景況感が続いております。

##### 事業の経過及び成果

このような環境下、当期は、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先課題として、地域金融機関としての責務を果たすべく、感染防止に努めるとともに、きめ細やかな資金繰りのご相談をはじめ経営支援に全力で取組んでまいりました。また、長期経営計画「As One」の3年目として、さらなる構造改革による生産性の向上に努め、基本戦略「構造改革と永代取引の進化」のもと、すべてのお客さまと世代を超えた息の永いお取引を継続し、持続的な発展に寄与していくという当行の伝統的営業方針「永代取引」をさらに進化させるために、さまざまな施策に取組みました。

## 《商品、サービス》

商品、サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の対応とともに、お客さまの多様化するニーズに一層お応えするため、総合金融サービス業として商品やサービスの充実などに取組みました。

個人のお客さまにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方に対して、住宅ローン等の融資条件変更に対応するなど迅速かつきめ細やかな対応を行いました。また、お客さまのライフステージに応じた最適なポートフォリオの構築にお役に立てるよう、預かり資産の商品ラインアップの拡充を図り、各種キャンペーンの実施やセミナーの開催などを展開いたしました。さらに、インターネットバンキングをご利用のお客さまに対しA P I連携を拡大したほか、メールによる入出金通知サービスやインターネットバンキング専用「あわぎん a i - m o 通帳」の入出金明細照会期間を拡大するなど、お客さまの利便性向上に向けた取組みを進めております。

一方、法人のお客さまにつきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、「あわぎん緊急特別融資」の取扱いとともに「休日金融相談窓口」を設置し、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を行うなど、資金繰り支援に全力で取組みました。また、「あわぎん成長企業ファンド」を活用した資本の提供による企業支援の取組みを強化するなど、事業性評価を通じた本業支援を強化し、さまざまな資金需要に積極的にお応えいたしました。このほか、企業経営における重要課題である人材確保に取組むため、「有料職業紹介事業」の許可を取得し、人材紹介業を開始いたしました。さらに、四国の地方銀行4行が地方創生に向けて取組む四国アライアンスによるビジネスマッチング支援や商談会の開催などを通じ、お客さまのネットワークや販路の拡大に向けた取組みも強化しております。

## 《店舗・営業チャネル、組織》

店舗・営業チャネルにつきましては、お客さまニーズの変化への対応及びB C P対策のため、四国地区において「高知支店」を移転し、お客さまにより安全に、そして快適にご利用いただける店舗といたしました。

組織につきましては、「お客さまサポートセンター」に専用コールセンター「あわぎんダイレクトバンキングセンター」を設置いたしました。当コールセンターからの無担保個人ローン各種商品の案内開始により、お客さまのニーズに一層スピーディーにお応えできるようになりました。

## 《SDGsへの取組み》

当行では、経営品質の向上に向け、行是・経営方針のもと、「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」「SDGs（国連が掲げる『持続可能な開発目標』）への取組み強化」を進めており、これまでも地域経済・社会の発展に向けて地方創生や環境保護等の取組みを行ってまいりました。そして、SDGsの趣旨に賛同し、持続可能な経済・社会・環境の実現をめざすため、「あわぎんSDGs取組方針」を制定しています。本取組方針の制定により、全職員による「エシカル消費活動」の推進や事業活動を通じてSDGsの目標達成に取組むお客さまを支援する「あわぎんSDGs私募債」などに継続して取組むなど、本業を通じたさまざまな施策の実践によりSDGsの取組みを強化しております。

また、2021年1月にE Cモール運営業務（モール名称：Lacycle mall（ラシクルモール））等を営む阿波銀コネクト株式会社を設立いたしました。当社は、地域資源の活用と新たな価値創造により、地方創生・地域活性化につながる取組みを実践し、地域社会やお客さまの持続的な発展に貢献することをめざしております。

さらに、大学発ベンチャー企業の創業及び経営支援を目的として、国立大学法人徳島大学、株式会社地域経済活性化機構及び一般社団法人大学支援機構との提携により、「産学連携1号投資事業有限責任組合」を設立いたしました。次世代の徳島経済を支える起業を支援することで、地域社会の発展に貢献してまいります。

そして、四国アライアンスでは、四国の観光振興に取組むため「四国ツーリズムセミナー」を開催したほか、4行の共同出資により、地域製品のブランディング及び販路開拓支援を行う地域商社「Shikokuブランド株式会社」を設立するなど、地方創生に向けた取組みを強化しています。

地域貢献活動につきましては、公益財団法人阿波銀行学術・文化振興財団及び公益財団法人阿波銀福祉基金による助成活動に加え、従来から取組んでまいりました徳島県との協定による「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊」への積極的な参加など、幅広い活動を展開いたしました。

## 《営業の成果等》

このような経過を踏まえ、当期の営業の成果を主な業務区分別に見ますと、次のとおりであります。

### （預金及び預かり資産）

預金及び預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズへの対応に努め、お取引の拡大を図りました。

個人預金・法人預金・公金預金ともに順調に増加したことから、譲渡性預金を含めた預金は、前年度比2,735億円増加し、当期末残高は3兆2,273億円となりました。

一方、預かり資産の残高は、前年度比136億円増加し、当期末残高は3,407億円となりました。

### (貸出金)

貸出金につきましては、地域密着型金融を推進する中、成長分野をはじめさまざまな資金ニーズに積極的にお応えし、主力の中小企業向け貸出金の増強に取り組んだ結果、前年度比1,236億円増加し、当期末残高は2兆842億円となりました。

なお、総貸出金残高に占める中小企業等貸出金の割合（中小企業等貸出金比率）は、83.32%と前年度比0.46ポイント上昇いたしました。

### (有価証券投資)

有価証券につきましては、株価の上昇による株式の増加を主因として、当期末の有価証券残高は前年度比53億円増加し、1兆109億円となりました。

また、当期末の有価証券の評価損益は、株式を中心に上昇したことなどから、前年度比465億円増加し、1,046億円の評価益となりました。

### (国際業務)

外国為替の取扱高につきましては、お客さまの国際化ニーズや海外進出への積極的な支援に努めた結果、前年度比2億2百万米ドル増加し、期中41億80百万米ドルとなりました。

## 《損益》

損益につきましては、経常収益は、貸出金利息が増収となったものの、有価証券利息配当金が減収となったことなどから、前年度比20億98百万円減収の501億52百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用が減少したものの、与信費用が増加したことなどから、前年度比9億63百万円増加の381億38百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比30億62百万円減益の120億14百万円となり、当期純利益は、前年度比27億20百万円減益の82億98百万円となりました。

## 《自己資本比率》

当期末現在の単体自己資本比率につきましては、健全性の高い保有資産の増加や内部留保の充実を受け、前年度末比0.61ポイント上昇し、10.86%となりました。

## 《資本政策》

中間配当金につきましては、中間期の業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき20円00銭とさせていただきます。また、当期の期末配当金につきましても、業績等を総合的に勘案し、当初の予定通り、1株につき20円00銭とさせていただきますので、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

## 《連結業績》

当連結会計年度の損益につきましては、当行及びグループ各社が営業努力と経営全般にわたる合理化・効率化に努めた結果、連結経常収益は655億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は84億98百万円となりました。

また、グループ各社の健全性を反映し、連結自己資本比率は、11.22%と引続き高い水準を維持しております。

## 当行の対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大によって家計や企業の経済活動が著しく制限され、わが国経済も昨年度前半には未曾有の落ち込みを経験しました。そのような中、社会・経済自体の脆弱性が露呈され、デジタル化のさらなる進化の必要性や東京一極集中の弊害等が改めて認識されました。この災禍を機に社会・経済は大きく変わろうとしており、その潮流を見据えた、イノベーションへの取り組みや、持続的な成長と社会課題解決に向けた取り組みを強化させていく必要があります。こうした変化の中で、当行を取巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化による地域経済の規模縮小に加え、地域間格差の拡大等、社会・経済構造変化が加速度的に進行しています。また、デジタル化の進展やキャッシュレス化の浸透により、地域や業態を超えた競合がますます激化することが予想されます。

当行では、このような環境変化に対応し、地域社会と当行の持続的な成長をめざし、「構造改革と永代取引の進化」を基本戦略とした、経営計画「As One」を2018年度から展開しております。計画期間最終年度となる2年後の2022年度にコア業務純益180億円以上を計上できる収益体質の構築を図り、当行グループ役員が一丸となって、お客さま感動満足を創造することで、お客さまから選ばれ続ける卓越した銀行をめざしてまいります。

本年度につきましては、コロナ禍がいまだ予断を許さない状況下において、引続き、お客さま・地域経済を支えることを最重要課題と位置づけ、地域のリーディングバンクとしての責務を果たしてまいります。また、成長戦略を着実に実行する1年として、すべてのお客さ

まと世代を超えた息の永いお取引を継続し、持続的な発展に寄与していくという当行のビジネスモデル「永代取引」をさらに進化させる取組みを実践してまいります。

具体的には、「永代取引の実践」において、法人のお客さまには、引続き、新型コロナウイルス感染症への対応として資金繰り支援を継続するとともに、事業性評価を軸としてアフターコロナに向けた、お客さまの成長や事業再生をご支援する包括的コンサルティング営業を実践してまいります。また、個人のお客さまには、野村証券株式会社との包括的業務提携により、総合金融サービス機能の高度化を図ることで、一生涯を通じてお客さまの人生設計をサポートし、お客さまの資産を守り育てるファミリーサポート営業を強化し、質の高いサービスをご提供してまいります。

次に、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）では、店舗・事務・本部改革に引続き取組むとともに、デジタルチャネルを活用してまいります。お客さまとのつながりをより拡大することで、対面・非対面のハイブリッドチャネルを構築し、より付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

さらに、グループ各社と一丸となり、ワンストップソリューションの提供によってグループ収益力の強化を図るほか、当行のビジネスモデル「永代取引」を支える人材の育成を強化してまいります。

また、GRC（ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス）態勢強化のもと、取るべきリスクを明確化し収益性と健全性のバランスの最適化を図っていくという経営管理の枠組みであるRAF（リスクアペタイト・フレームワーク）の高度化に取組んでまいります。そして、強固な経営基盤を土台に持続的な企業価値の向上をめざしてまいります。

本経営計画の実践により、私ども阿波銀行は、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまのことを理解し、卓越した価値を創造・提供することで、皆さまの「ベストパートナー」となれるよう全力を尽くしてまいります。

そして、これまで当行が経営品質向上活動の基本理念として推進してきた「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」「SDGsへの取組み強化」を徹底し、当行の独自性向上と持続的な成長をめざしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】長期経営計画「As One」の概要

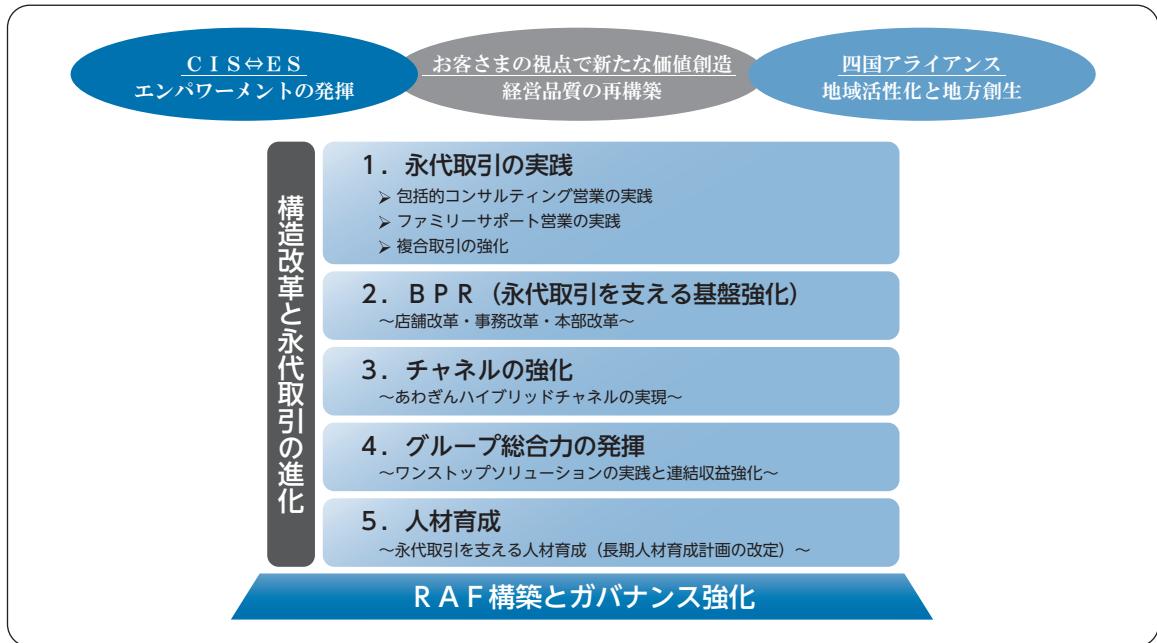
1. 概要

【名称】 **As One**  
**～ 構造改革と永代取引の進化～**

【計画期間】 2018年 4月 ～ 2023年 3月  
【ありたい姿】 卓越した価値を提供し、地域とお客さまの「ベストパートナー」へ

As One (アズワン)：ひとつになって、一体となって  
当行とお客さま・地域が一体となって、成長・発展を目指していく  
当行役職員が、ひとつになってお客さまに卓越した価値を創造していく

2. 基本戦略



### 3. 経営目標 2023年3月期

コア業務純益	180億円以上
コア業務純益ROA	0.48%以上
修正OHR	62%未満
当期純利益ROE	4%以上
貸出金徳島県内シェア	50%以上
C I S 指標	80ポイント以上

C I S 指標…お客さまアンケートや店舗モニタリング調査等に基づいた当行独自のお客さま感動満足（カスタマー・インプレッション・サティスファクション）度を表す指標

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,726,026	2,760,839	2,774,631	3,094,473
定期性預金	1,025,388	991,948	972,355	961,650
その他	1,700,637	1,768,891	1,802,275	2,132,822
社 債	—	—	—	—
貸 出 金	1,835,767	1,896,473	1,960,547	2,084,214
個人向け	335,614	347,675	352,992	351,366
中小企業向け	1,175,340	1,222,601	1,271,523	1,385,275
その他	324,813	326,197	336,032	347,573
商 品 有 価 証 券	314	952	917	775
有 価 証 券	1,064,920	1,059,174	1,005,581	1,010,924
国 債	312,565	286,369	241,208	187,321
その他	752,355	772,804	764,372	823,602
総 資 産	3,250,221	3,308,398	3,355,885	3,844,293
内 国 為 替 取 扱 高	23,271,969	25,134,234	24,797,939	26,865,575
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,322	百万ドル 3,238	百万ドル 3,977	百万ドル 4,180
経 常 利 益	18,062	14,974	15,076	12,014
当 期 純 利 益	11,415	10,427	11,018	8,298
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 258 32	円 銭 240 54	円 銭 258 47	円 銭 197 87
信 託 財 産	93	387	378	370
信 託 報 酬	0	1	3	2

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	68,051	70,323	67,374	65,587
経常利益	19,675	18,433	15,729	12,663
親会社株主に帰属する当期純利益	11,863	10,958	11,160	8,498
包括利益	13,828	5,462	△15,226	42,971
純資産額	282,005	272,331	252,362	292,894
総資産	3,284,611	3,330,769	3,376,210	3,866,075

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,318人
平均年齢	41年9月
平均勤続年数	18年7月
平均給与月額	397千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数

			当 年 度 末
徳	島	県	店 うち出張所 82 ( 5)
香	川	県	2 ( ー)
高	知	県	1 ( ー)
愛	媛	県	1 ( ー)
大	阪	府	6 ( ー)
兵	庫	県	3 ( ー)
岡	山	県	1 ( ー)
東	京	都	4 ( ー)
神	奈	川	1 ( ー)
合	計		101 ( 5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を112か所設置しております。また、株式会社ローソン銀行等との提携による店舗外現金自動設備の設置状況は以下のとおりです。

	全 国	うち徳島県内
	当年度末	当年度末
株式会社ローソン銀行	台数 13,490	台数 131
株式会社イーネット	12,611	66
株式会社イオン銀行	6,349	55
株式会社セブン銀行	25,676	85

□ 当年度新設営業所

当年度において、店舗の新設はありません。

(注) 1. 当年度において高知支店（高知市）を2020年9月に移転いたしました。

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

(新設2か所)

小松島支店 マルナカ南小松島店出張所（2020年11月、小松島市）

鳴門支店 ハローズ鳴門店出張所（2020年12月、鳴門市）

(廃止8か所)

鳴門支店 鳴門市役所出張所（2020年9月、鳴門市）

鳴門支店 鳴門市役所第2出張所（2020年9月、鳴門市）

阿南支店 阿南支店南出張所（2020年10月、阿南市）

小松島支店 金磯出張所（2020年11月、小松島市）

羽ノ浦支店 古庄出張所（2020年11月、阿南市）

本店営業部 かちどき橋出張所（2021年1月、徳島市）

福島支店 南末広出張所（2021年2月、徳島市）

鳴門支店 コスモス鳴門南店出張所（2021年2月、鳴門市）

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	962
---------	-----

□ 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等はありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等 の議決権比率	その他
阿波銀保証株式会社	徳島市新町橋 二丁目25番地	信用保証業務	百万円 110	% 100	—
阿波銀カード株式会社	徳島市西船場町 二丁目12番地	クレジットカード業務	150	100	—
阿波銀コンサルティング 株式会社	徳島市新町橋 二丁目25番地	経営コンサルティング業務	100	100	—
阿波銀コネクト株式会社	徳島市西船場町 二丁目24番地の1	E Cモール運営業務	100	100	—
阿波銀リース株式会社	徳島市沖浜東 三丁目46番地	リース業務	180	100	—
あわぎん成長企業 投資事業有限責任組合	徳島市新町橋 二丁目25番地	成長企業への投資業務	827	—	—

(注) 1. 連結対象子会社は上記の子会社等6社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結経常収益は655億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は84億98百万円となりました。

2. 阿波銀コネクト株式会社は、2021年1月15日に設立いたしました。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称 M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、阿波銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2004年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
7. 四国の地方銀行4行（阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行）の提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
8. 株式会社全銀電子債権ネットワーク（略称 でんさいネット）と業務委託契約を締結し、電子記録債権に関するサービスを取扱っております。
9. 百十四銀行、伊予銀行及び四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。
10. 野村證券株式会社との間で、金融商品仲介業務に係る包括的業務提携に関する最終契約書を締結しております。本提携は、関係官庁の許認可取得、その他本提携に必要となる契約の締結を条件とし、2021年4月以降、順次実施してまいります。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(2020年度末現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職	その他
岡 田 好 史	取 締 役 会 長	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	(注)7
長 岡 奨	取 締 役 頭 取 (代表取締役)	一般社団法人徳島県銀行協会 会長	
大 西 康 生	取 締 役 副 頭 取 (代表取締役)	経営統括部担当	
福 永 丈 久	専 務 取 締 役	営業推進部担当	
大 和 史 郎	常 務 取 締 役	管理本部長 管理本部（業務管理部、リスク統括部）担当	
三 浦 淳 典	常 務 取 締 役	証券国際部担当	
西 大 和	常 務 取 締 役	審査部担当	
石 本 宏	取 締 役	常務執行役員 本店営業部長兼両国橋支店長兼かちどき橋支店長	(注)2
海 出 隆 夫	取 締 役 (常勤監査等委員)		(注)3
住 友 康 彦	取 締 役 (常勤監査等委員)		(注)3
園 木 宏	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)5
米 林 彰	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公認会計士	(注)1 (注)5
荒 木 光 二 郎	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事	(注)1
藤 井 宏 史	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	国立大学法人香川大学 名誉教授	(注)1
野 田 聖 子	取 締 役 (社外取締役) (監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士	(注)1

- (注) 1. 取締役のうち園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史及び野田聖子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、園木宏、米林彰、藤井宏史及び野田聖子の4氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2の定めに基づき届け出るため当行が指定した独立役員であります。
2. 取締役石本宏氏は、2020年6月26日付であらたに取締役に就任いたしました。
3. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、経営管理委員会等の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 2020年6月26日開催の第208期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役三好敏之氏は退任いたしました。
5. 監査等委員園木宏及び米林彰の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査部の担当は取締役会となっております。
7. 取締役会長岡田好史氏は、事業年度末日後の2021年5月28日付で一般社団法人徳島経済同友会代表幹事を退任いたしました。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

山下 真弘	常務執行役員 (大阪支店長)
寺西 徹	執行役員 (阿南支店長兼見能林支店長)
伊藤 輝明	執行役員 (東京支店長)
浜尾 克也	執行役員 (監査部長)
三河 広明	執行役員 (鳴門支店長兼大津支店長)
板東 克浩	執行役員 (経営統括部長)

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は下記のとおりです。

当行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の報酬につきましては、「基本報酬」、「賞与」及び退任時に株式を交付する「業績連動型株式報酬」で構成され、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意思を明確にするため、これらすべての報酬を一定の算式によって毎期の業績（連結実力コア業務純益（※）、親会社株主に帰属する当期純利益）に連動させることを基本方針としております。

（※）連結実力コア業務純益＝連結コア業務純益に当行が定める一定項目の金額を加減したものの。

各取締役等の報酬につきましては、「基本報酬」については連結実力コア業務純益に、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」については親会社株主に帰属する当期純利益に一定の比率を乗じたものに、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めため役位の高さに応じて設定された役位別支給倍率を基準として算出されます。取締役等に対する各人別の具体的金額については、株主総会において決議された年間報酬限度額並びに業績連動型株式報酬制度の限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会の協議に基づき、取締役会にて決定された当方針により、取締役会から一任された代表取締役頭取が、前事業年度における業績及び算定方法に従い決定します。なお、取締役等の報酬は、固定報酬部分を設けておらず、すべての報酬を毎期の業績に連動させることから、各報酬の割合は予め決定しておりません。

また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、「基本報酬」のみとし、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とすることを基本方針としております。社外取締役については、アドバイザリー委員会にて協議された金額に基づき、取締役会から一任された代表取締役頭取が決定します。また、監査等委員である取締役に対する各人別の具体的金額等の決定については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会にて協議されたうえで、監査等委員である取締役の協議において決定します。

当行は、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占めるアドバイザリー委員会を設置しております。アドバイザリー委員会は、役位ごとに算出された各報酬の水準の業界平均との比較などのチェックを行い、妥当性に関する協議を行うなど取締役会に対して助言・提言を実施しております。なお、取締役会はその決定に際して、アドバイザリー委員会の協議結果を尊重することとしております。

なお、役員個人の報酬等の内容の決定にあたっては、アドバイザリー委員会が決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	業績連動報酬		
			基本報酬	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	9名	273	－	159	63	50
取締役（監査等委員）	7名	75	75	－	－	－

(注) 1. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、当該業績連動報酬の額の算定方法及び当該指標の実績値

イ 基本報酬 指標：連結実力コア業務純益

基本報酬につきましては、各取締役等の役位ごとに決定された役位別支給倍率に連結実力コア業務純益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。収益と経費の状況が直接的に反映される連結実力コア業務純益を用いることで、当行グループ本来の利益を生み出す責任を求める内容となっております。

また、役位別支給倍率は役位の高さに応じて設定されており、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める方式となっております。

基本報酬＝役位別支給倍率×連結実力コア業務純益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝連結実力コア業務純益×2.07%÷役位別ポイント総計（※）

（※）役位ごとの役位別支給倍率の値を合計したものをいう。

ロ 賞与 指標：親会社株主に帰属する当期純利益

賞与につきましては、基本報酬と同様、各取締役等の役位ごとに決定された役位別支給倍率に親会社株主に帰属する当期純利益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。親会社株主に帰属する当期純利益を用いることで単年度の当行グループの業績に対する責任を求める内容としております。

賞与＝役位別支給倍率×親会社株主に帰属する当期純利益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝親会社株主に帰属する当期純利益×1.44%÷役位別ポイント総計

（役位別支給倍率、役位別ポイント総計は基本報酬と同数値であります。）

ハ 業績連動型株式報酬 指標：親会社株主に帰属する当期純利益

業績連動型株式報酬につきましては、各取締役等に対し、在任期間中の事業年度ごとに親会社株主に帰属する当期純利益の水準及び役位に応じた株式交付ポイントが付与され、退任時にポイント累積値に応じ、当行株式の交付等が行われます。

単年度の最終利益である親会社株主に帰属する当期純利益との連動を累積することにより、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

株式交付ポイント＝総株式報酬金額（年間）÷基準株価

÷（役位別ポイント総計÷役位別支給倍率）

×（対象期間中の在任月数÷12か月）

総株式報酬金額（年間）＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.96%

基準株価＝3,330円（2018年4月2日における当行株式の終値（株式併合勘案後））

（役員別支給倍率、役員別ポイント総計は基本報酬、賞与と同数値であります。）

なお、取締役等に交付等が行われる株式数の上限につきましては、連続する5事業年度ごとに337,000株と定めております。

## 二 業績指標の実績値

（単位：百万円）

	2020年3月期	2021年3月期
連結実力コア業務純益	14,512	16,203
親会社株主に帰属する当期純利益	11,160	8,498

### 2. 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月26日開催の第206期定時株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は、取締役（監査等委員を除く）350百万円、監査等委員である取締役100百万円であります。

また、同定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠で、取締役等を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。当行が拠出する金銭の上限は、連続する5事業年度ごとに782百万円であります。また、取締役（監査等委員を除く）に交付等が行われる株式数の上限は、連続する5事業年度ごとに337,000株であります。

同定時株主総会終結時の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く）7名、監査等委員である取締役7名であります。

なお、当行の取締役の定数は、取締役15名以内、監査等委員である取締役3名以上とする旨定款で定めております。

### 3. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）及び執行役員に対する各人別のすべての報酬等の具体的金額については、株主総会において決議された年間報酬限度額並びに業績連動型株式報酬制度の限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会の協議に基づき、取締役会にて決定された役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針で定められた方法により、取締役会から一任された代表取締役頭取長岡奨が、前事業年度における業績及び算定方法に従い決定しております。

また、代表取締役頭取に委任した理由は、当行を取り巻く環境、経営状況等について最も熟知しており、総合的に取締役（監査等委員を除く）及び執行役員に対する各人別の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、具体的金額については、上記のとおり恣意的な決定はなされない仕組みとなっております。

### 4. 報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等28百万円（うち賞与8百万円）は含まれておりません。

### 5. 支給人数及び報酬等には、2020年6月26日開催の第208期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含めております。

### 6. 上記の表に記載した報酬等のほか、2018年6月26日開催の第206期定時株主総会決議に基づき支給した役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

退任取締役（監査等委員を除く） 1名 12百万円

### 7. 上記の表に記載した報酬等のほか、取締役を兼務していない執行役員の報酬等は、以下のとおりであります。

報酬等 122百万円（うち賞与 37百万円、業績連動型株式報酬 18百万円）

### (3) 責任限定契約

当行では、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と当行との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結することができる旨、現行定款において定めております。

これに基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と当行との間に責任限定契約を締結しており、その概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
海出隆夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。</li> <li>・ 上記の責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。</li> </ul>
住友康彦	
園木宏	
米林彰	
荒木光二郎	
藤井宏史	
野田聖子	

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役（監査等委員を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。</li> <li>・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としているほか、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。</li> <li>・ 当該契約の保険料は株主代表訴訟補償特約部分については社外取締役及び執行役員を除く被保険者が負担していますが、それ以外については当行が負担しています。</li> </ul>
取締役（監査等委員）	
執行役員	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
荒木 光二郎 (社外取締役)(監査等委員)	公益財団法人徳島経済研究所 専務理事 同研究所は、地域経済・産業の振興と発展に寄与するため当行の寄付により設立された公益財団法人であります。
藤井 宏史 (社外取締役)(監査等委員)	国立大学法人香川大学 名誉教授 同法人と当行の間には特別の関係はありません。
野田 聖子 (社外取締役)(監査等委員)	永沢総合法律事務所 弁護士 同所と当行の間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
園木 宏 (社外取締役) (監査等委員)	9年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士として上場企業等の豊富な監査経験と財務・会計に関する高い知見を有するほか、監査等委員会設置会社移行前に当行の社外取締役を務めるなど、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
米林 彰 (社外取締役) (監査等委員)	5年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士として上場企業等の豊富な監査経験と財務・会計に関する高い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
荒木 光二郎 (社外取締役) (監査等委員)	3年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	地域経済・金融の専門的な知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
藤井 宏史 (社外取締役) (監査等委員)	2年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	学識経験者として専門的な知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
野田 聖子 (社外取締役) (監査等委員)	2年 10ヵ月	取締役会 12回開催中12回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	弁護士として豊富な法律知識と経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				銀行の親会社等からの報酬等
			固定報酬	業績連動報酬			
			基本報酬	基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員)	5名	35	35	—	—	—	—
報酬等の合計	5名	35	35	—	—	—	—

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
発行済株式の総数 43,240千株

(2) 当年度末株主数 11,122名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,936 千株	4.56 %
株式会社大塚製薬工場	1,585	3.73
阿波銀グループ職員持株会	1,252	2.95
日本生命保険相互会社	1,140	2.68
明治安田生命保険相互会社	1,140	2.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	958	2.25
大塚製薬株式会社	932	2.19
大昭興業株式会社	833	1.96
日垂化学工業株式会社	803	1.89
住友生命保険相互会社	745	1.75

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は自己株式(835,734株)を控除して算出しております。  
4. なお、自己株式には、役員報酬BIP信託及び阿波銀グループ職員持株会専用信託が保有する当行株式210,506株及び259,400株は含まれておりません。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	1名	3,524株
社外取締役(監査等委員を除く)	一名	一株
取締役(監査等委員)	一名	一株

#### 5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒木 賢一郎 指定有限責任社員 大橋 正紹	51	(注)4 (注)5

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。  
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておりませんので、上記金額は、これらの合計額を記載しております。  
 4. 当行は、会計監査人に対して、当該事業年度における非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）についての対価4百万円を支払っております。その内容は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策態勢に係る高度化等支援業務等であります。  
 5. 監査等委員会は、前年度の会計監査人の監査の実施状況、監査の方法と結果の相当性、今年度の監査計画における監査見積時間や人員配置の内容、報酬見積の相当性などについて、監査品質確保の観点から総合的に確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### (1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第399条の13第2項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

#### 内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体のコンプライアンスを含む「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (6) 「マネー・ローンダリング／テロ資金供与等防止基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に関与すること、または巻き込まれることを防止するための態勢を整備する。
- (7) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (8) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (9) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

## 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会、A L M委員会および四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびA L M委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、A L M委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。

- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

#### 5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業務執行状況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役が子会社の監査役に就任する。また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査等委員会室付職員の任命・異動については、監査等委員会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査等委員が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査等委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が監査等委員会の職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査等委員会は、監査に必要なときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、経営管理委員会において執行状況・管理態勢等の評価を行うとともに、「内部統制システム構築の基本方針」の見直しの必要性の有無を定期的に検討し、取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を12回開催し、経営計画、業務運営計画および予算の策定などについて審議を行ったほか、業務執行状況等のモニタリングを行いました。当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとする「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に法令・定款の遵守を徹底しています。また、取締役会の決議により、業務執行上の一定の重要事項については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会等に委任し、効率的な意思決定を行いました。

### 2. コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重要事項を協議する全行的機関として経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行っています。事業年度ごとにコンプライアンスに関する具体的な計画としてグループ全体の「コンプライアンス・プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

### 3. リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢の整備・確立を経営の最重要課題の一つとする「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定しています。事業年度ごとにリスク管理に関する具体的な計画としてグループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、半期ごとに経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

#### 4. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

各子会社においても「内部統制システムの基本方針」を制定し、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立しています。各子会社に内部通報制度を構築しているほか、四半期ごとに各子会社の業務執行状況報告会を開催し、経営内容および各子会社の課題について報告を受け、情報の共有化を図りました。

#### 5. 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が適宜・適切に意見交換・情報交換ができる態勢としています。また、代表取締役と監査等委員会との定期会合を実施し、当行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況など幅広く意見交換を行いました。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

### 12. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、株主さまへの利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当金につきましては、年間25円（中間・期末12円50銭）を安定配当として堅持しつつ、これに各期の業績に応じた加算をしてお支払することとしております。

# 第209期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	632,769	預金	3,094,473
現金	40,058	当座預金	185,448
預け金	592,711	普通預金	1,793,916
コールローン	19,595	貯蓄預金	31,156
買入金銭債権	1,530	通知預金	11,307
商品有価証券	775	定期預金	954,408
商品国債	176	定期積金	7,241
商品地方債	599	その他の預金	110,993
有価証券	1,010,924	譲渡性預金	132,841
国債	187,321	コールマネー	11,071
地方債	166,772	債券貸借取引受入担保金	42,065
社債	156,710	借入金	224,696
株式	145,275	借入金	224,696
その他の証券	354,843	外国為替	11
貸出金	2,084,214	売渡外国為替	11
割引手形	6,921	未払外国為替	0
手形貸付	109,795	その他負債	20,398
証書貸付	1,886,913	未決済為替借	0
当座貸越	80,583	未払法人税等	1,304
外国為替	6,955	未払費用	653
外国他店預け	6,802	前受収益	1,408
買入外国為替	23	給付補填備金	0
取立外国為替	129	金融派生商品	11,915
その他資産	46,254	金融商品等受入担保金	1,815
未収収益	2,886	リース債務	209
金融派生商品	4,632	資産除去債務	141
金融商品等差入担保金	5,037	その他の負債	2,950
その他の資産	33,698	役員賞与引当金	43
有形固定資産	36,296	株式報酬引当金	196
建物	13,052	睡眠預金払戻損失引当金	344
土地	20,924	偶発損失引当金	1,103
リース資産	192	繰延税金負債	20,978
建設仮勘定	327	再評価に係る繰延税金負債	2,704
その他の有形固定資産	1,799	支払承諾	9,689
無形固定資産	4,868	負債の部合計	3,560,618
ソフトウェア	4,762	<b>純資産の部</b>	
その他の無形固定資産	105	資本金	23,452
前払年金費用	6,084	資本剰余金	16,232
支払承諾見返	9,689	資本準備金	16,232
貸倒引当金	△ 15,667	利益剰余金	170,898
資産の部合計	3,844,293	利益準備金	14,064
		その他利益剰余金	156,834
		固定資産圧縮積立金	560
		株式消却積立金	2,995
		別途積立金	136,520
		繰越利益剰余金	16,758
		自己株式	△ 3,529
		株主資本合計	207,054
		その他有価証券評価差額金	73,014
		繰延ヘッジ損益	△ 1,528
		土地再評価差額金	5,134
		評価・換算差額等合計	76,620
		純資産の部合計	283,675
		負債及び純資産の部合計	3,844,293

# 第209期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>50,152</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>38,227</b>	
貸出金利息	23,737	
有価証券利息配当金	14,242	
コールローン利息	14	
預け金利息	225	
その他の受入利息	8	
<b>信託報酬</b>	<b>2</b>	
<b>役員取引等収益</b>	<b>6,837</b>	
受入為替手数料	1,581	
その他の役員収益	5,255	
<b>その他業務収益</b>	<b>966</b>	
外国為替売買益	754	
国債等債券売却益	168	
金融派生商品収益	17	
その他の業務収益	25	
<b>その他経常収益</b>	<b>4,117</b>	
償却債権取立益	465	
株式等売却益	3,573	
その他の経常収益	78	
<b>経常費用</b>		<b>38,138</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>2,099</b>	
預金利息	638	
譲渡性預金利息	23	
コールマネー利息	105	
債券貸借取引支払利息	124	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	1,177	
その他の支払利息	30	
<b>役員取引等費用</b>	<b>1,179</b>	
支払為替手数料	374	
その他の役員費用	805	
<b>その他業務費用</b>	<b>358</b>	
商品有価証券売買損	2	
国債等債券売却損	356	
<b>営業経費</b>	<b>26,679</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>7,819</b>	
貸倒引当金繰入額	5,747	
貸出金償却	21	
株式等売却損	1,264	
株式等償却	413	
その他の経常費用	373	
<b>経常利益</b>		<b>12,014</b>
<b>特別利益</b>		<b>0</b>
固定資産処分益	0	
<b>特別損失</b>		<b>461</b>
固定資産処分損	38	
減損損失	352	
退職給付制度終了損	71	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>11,552</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,355</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 100</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>3,254</b>
<b>当期純利益</b>		<b>8,298</b>

(ご参考)

第209期末信託財産残高表  
(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	75	金 銭 信 託	370
現 金 預 け 金	294		
合 計	370	合 計	370

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産 一百万円  
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

# 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	632,773
コールローン及び買入手形	19,595
買入金銭債権	1,530
商品有価証券	775
有価証券	1,001,096
貸出金	2,086,915
外国為替	6,955
リース債権及びリース投資資産	29,187
その他資産	47,864
<b>有形固定資産</b>	
建物	13,066
土地	20,935
リース資産	43
建設仮勘定	327
その他の有形固定資産	2,360
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	4,843
その他の無形固定資産	110
退職給付に係る資産	6,111
繰延税金資産	229
支払承諾見返	9,689
貸倒引当金	△ 18,337
<b>資産の部合計</b>	<b>3,866,075</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
預金	3,089,980
譲渡性預金	128,841
コールマネー及び売渡手形	11,071
債券貸借取引受入担保金	42,065
借入金	236,990
外国為替	11
その他負債	28,558
賞与引当金	22
役員賞与引当金	43
退職給付に係る負債	44
役員退職慰労引当金	9
株式報酬引当金	196
睡眠預金払戻損失引当金	344
偶発損失引当金	1,103
繰延税金負債	21,503
再評価に係る繰延税金負債	2,704
支払承諾	9,689
<b>負債の部合計</b>	<b>3,573,180</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	23,452
資本剰余金	20,106
利益剰余金	176,045
自己株式	△ 3,529
株主資本合計	216,075
その他有価証券評価差額金	73,194
繰延ヘッジ損益	△ 1,528
土地再評価差額金	5,134
退職給付に係る調整累計額	18
その他の包括利益累計額合計	76,819
<b>純資産の部合計</b>	<b>292,894</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,866,075</b>

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>65,587</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>37,509</b>	
貸出金利息	23,731	
有価証券利息配当金	13,529	
コールローン利息及び買入手形利息	14	
預け金利息	225	
その他の受入利息	8	
<b>信託報酬</b>	<b>2</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>8,169</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>15,797</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>4,109</b>	
償却債権取立益	467	
その他の経常収益	3,641	
<b>経常費用</b>		<b>52,924</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>2,127</b>	
預金利息	637	
譲渡性預金利息	23	
コールマネー利息及び売渡手形利息	105	
債券貸借取引支払利息	124	
借入金利息	27	
その他の支払利息	1,208	
<b>役務取引等費用</b>	<b>1,221</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>13,569</b>	
<b>営業経費</b>	<b>28,060</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>7,945</b>	
貸倒引当金繰入額	5,855	
その他の経常費用	2,090	
<b>経常利益</b>		<b>12,663</b>
<b>特別利益</b>		<b>8</b>
固定資産処分益	8	
<b>特別損失</b>		<b>491</b>
固定資産処分損	41	
減損損失	374	
退職給付制度終了損	75	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>12,181</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,781</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 98</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>3,682</b>
<b>当期純利益</b>		<b>8,498</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>8,498</b>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 阿波銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒木 賢一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 正紹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 阿波銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 黒木 賢一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 正紹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽

表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第209期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 阿波銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 海 出 隆 夫 ㊟

常勤監査等委員 住 友 康 彦 ㊟

監 査 等 委 員 園 木 宏 ㊟

監 査 等 委 員 米 林 彰 ㊟

監 査 等 委 員 荒 木 光 二 郎 ㊟

監 査 等 委 員 藤 井 宏 史 ㊟

監 査 等 委 員 野 田 聖 子 ㊟

(注) 監査等委員 園木宏、米林彰、荒木光二郎、藤井宏史および野田聖子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



# SDGsへの取組み

国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)<sup>※</sup>」の趣旨に賛同し、その目標達成への取組みを通じて、持続可能な経済・社会・環境の実現をめざすため、「あわぎんSDGs取組方針」を制定しております。当行が経営品質向上活動の基本理念として実践している「お客さま感動満足の創造」「永代取引の追求」「従業員満足の向上」「SDGsへの取組み強化」をさらに進化させ、当行の独自性と持続可能性の向上をめざしてまいります。

## あわぎんSDGs取組方針

阿波銀行は持続可能な開発目標『SDGs』に賛同し、その目標達成に向け、社会の一員として主体的に取組んでまいります。

### 1. 地域経済発展と産業振興への取組み

当行の伝統的営業方針「永代取引」の実践による幅広い金融サービスの提供により、地域経済の発展と産業振興に貢献し、お客さまと地域の永続的な発展をめざします。

### 2. 魅力のある持続可能な地域社会の実現

さまざまな社会貢献活動や環境保全等の取組みを通じ、地域のすべての人が安心して生活できる持続可能な社会の実現をめざします。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※ 「SDGs」：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットにおいて採択され、貧困や飢餓、経済成長、気候変動、といった世界が抱える課題を2030年までに解決することをめざしている。

## 環境 (Environment) 保護への取組み

### あわぎんECOプロジェクト



当行は、2008年5月に全行で環境保護活動を推進・実践するため、「あわぎんECOプロジェクト」を開始いたしました。当プロジェクトでは、低炭素社会の実現に向けた「アクションプラン」として、CO2削減目標を設定するとともに、その達成に向け、河川の清掃活動や森づくりボランティア等の環境保護活動に加え、環境に配慮した店舗づくりや新商品の開発といった具体的なエコアクションを設定し、全行をあげて取り組んでいます。これらの取組み結果により、2020年度における当行のCO2排出量は、2009年度比△5.78%、電力使用原単位は同△25.11%となっております。当行は、引き続き、環境保護に向けた活動や本業を通じたSDGsの目標達成および低炭素社会の実現への取組みにより、地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

### あわぎんai-mo通帳

「あわぎんai-mo通帳」とは、紙の通帳を発行しない、インターネットバンキング専用の口座です。当通帳をご利用いただくことで、紙の削減につながるだけでなく、通帳を発行しないことで削減した費用の一部を、森林整備活動を行う団体に寄付します。2020年度は、新規口座のうち約3割が当通帳の口座となり、既存の有通帳口座からは約2,000件が切り替わりました。

(ai-mo：あわぎんインターネット・モバイルバンキング)

### 環境関連融資

当行では、金融業務を通じた環境保全への取組みとして、環境保護活動に積極的に取組む法人や、個人事業主のみなさまに対し、必要な資金支援を行うため「あわぎん成長基盤強化ファンド」や「あわぎん太陽光発電ローン」を取扱っています。

あわぎん成長基盤強化ファンド(2021年3月末時点)	355件	298億円
あわぎん太陽光発電ローン(2021年3月末時点)	1,790件	1,024億円

## 社会 (Social) 課題解決に向けた取組み

### 野村証券との金融商品仲介業務における包括的業務提携の開始

～金融先進県へ ここから始まる～



野村証券と金融商品仲介業務における包括的業務提携を4月26日より開始しました。本提携により、当行の預かり資産営業部門と野村証券徳島支店のリテール機能を統合し、双方の強みを最大限活かすとともに相乗効果を発揮し、預金や保険等も含む付加価値の高い総合金融サービスの提供によって、人生100年時代への備えや次世代への資産継承など、お客さまの最適な資産形成による豊かな生活の実現に貢献してまいります。

### ECモール「Lacycle mall (ラシクルモール)」オープン

～新たな価値を創造し、地域やお客さまの持続的な発展へ～



Lacycle mall

私らしく暮らしは巡る。らしくる。

地域資源の活用や新たな価値創造、販路拡大支援など地域社会やお客さまの持続的な発展に貢献することをめざし、ECモール「ラシクルモール」をオープンしました。「Lacycle (ラシクル)」とは、私“らしく”と、循環を意味する“サイクル”をかけ合わせた造語で、この造語に『私らしい心地よい暮らし』『「ひと」「まち」「地域社会」を思いやり、「地球環境」「子どもたちの未来」へつながる暮らし』これらの意味を込めました。

ECモール運営事業は、SDGsをコンセプトとしたお客さまとの伴走型支援の一環であり、今後も地方創生・地域活性化につながる取組みを積極的に実践してまいります。

### 地方銀行初となる65歳への定年延長を実施

人生100年時代の到来による長寿リスクに備え、職員一人ひとりの豊かな老後に向けた資産形成をめざして、地方銀行では初めてとなる65歳定年制度を導入しました。制度改定により、経験豊かな職員が、より年齢に捉われることなく活躍する機会を拡大します。当行では、職業人生を通じて“いきいき”と働ける環境を整えることにより、すべての職員が働きがいを持ち、地方創生・地域活性化に貢献できる人材の育成・確保に取り組んでまいります。

## ガバナンス（Governance）強化に向けた取組み

### 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対し、迅速かつ柔軟な資金繰り支援等に取り組むため「あわぎん緊急特別融資（新型コロナウイルス感染症対応）」の取扱い期限および住宅ローン等の条件変更手数料の免除期間を2021年9月30日まで延長いたしました。当行は、引続き、お客さまや職員の感染防止に最大限努めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたお客さま支援に全力で取り組んでまいります。

### 業務継続態勢の強化に向けた取組み

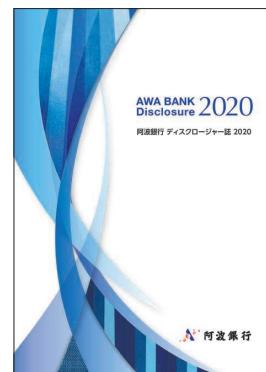


当行では、地域のリーディングバンクとして、大規模災害等が発生した場合に、預金の払出しや資金決済など金融機能を維持できるよう、危機管理態勢、業務継続態勢の強化を進めています。災害時等に迅速にお客さまへ金融サービスを提供できるよう今後も訓練を重ねるほか、地方公共団体との連携を強化していきます。

### 【お知らせ】

例年、決議通知とお届けしておりました「ミニ・ディスクロージャー誌」は本年より廃止させていただきます。また、当行取組みの詳細につきましては、当行のディスクロージャー誌をご覧ください。

▶ <https://www.awabank.co.jp/about/report/>



# 株主総会会場 ご案内図

徳島市西船場町二丁目24番地の1  
当行本店 3階大会議室  
電話 (088) 623-3131 (代表)



## ▶ 交通のご案内

- JR徳島駅より ..... 徒歩約10分
- 八百屋町バス停より ..... 徒歩約 8 分
- 元町バス停より ..... 徒歩約 5 分
- 新町バス停より ..... 徒歩約 5 分
- 徳島阿波おどり空港より ..... バス・徒歩約40分  
タクシー 約30分

駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。